

## 空き家等対策計画についての要望事項

NO.4 高齢者情報を入手し、将来的に空き家となる建築物、家屋を予見し、特定危険空き家となる前に手を施せるように諸施策を文章化できないか？

対策計画に以下追加

### 第3章 空家対策の基本的事項

#### 8.空家等に関する対策の実施体制に関する事項

##### (3)庁内の協力体制

事務局は、居住者調査・所有権調査・空き家情報バンクとの連携など、庁内各課と連携し・協力し、対応する。

## 空き家等対策計画についての要望事項

### NO.5 第3章7項(3) 空き家等に関する相談会に実施(他自治体案) について

#### 変更前

#### (3) 空家等に関する相談会の実施

空家等の問題は、多岐にわたるとともに、専門的な知識も必要な事から、町単独では対応できない内容を含む可能性もある。

このため、法律、不動産、建築等、様々な分野の団体等と協力して、相談会の開催も実施する。

#### 変更後

#### (3) 空家等に関する相談会の実施

空家等の問題は、多岐にわたるとともに、専門的な知識も必要な事から、町単独では対応できない内容を含む可能性もある。

このため、法律、不動産、建築等、様々な分野の団体等と協力して、相談会の開催も必要であれば検討する。

## 4.日程及び内容

# (2) 北栄町空き家等対策計画について

# 北栄町空家等対策計画策定スケジュール

